

信用保証制度改革について - 信用保証の利便性向上への取り組み

岩手県信用保証協会
会長 高橋 公輝



岩手県中小企業団体中央会の皆様には、常日頃から、当協会の業務運営につきましてご理解とご協力をいただいております。本稿をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、当協会は、一昨年の中小企業政策審議会基本政策部会において取りまとめられた、信用補完制度に関するさまざまな改革案に基づき、「保証料率の弾力化」や「第三者保証人の非徴求」等の改革を実施してきているところであります。

「保証料率の弾力化」は、9段階の保証料率を適用することにより、経営内容が良好な企業には割安な保証料を実現し、厳しい経営環境の企業には融資や保証利用機会を拡大することが可能となりました。

また、「第三者保証人の非徴求」は、企業の代表者以外は原則として連帯保証人を付さない信用保証を実現しております。

さらに、信用保証協会は、公的保証機関として、企業の創業支援や経営改善、さらには事業再生支援等を積極的に推進することにより、中小企業経営者に向き合い、信用保証制度の利便性を高め、中小企業者にとって「顔の見える信用保証協会」となるよう強く求められているところであります。

当協会では、岩手県中小企業再生支援協議会や金融機関経営支援部門と連携して、企業の再生支援に積極的に取り組んでいるほか、当協会独自に企業訪問や保証提案を通じて金融情報の提供や財務改善の提案を行なう「経営支援保証」を推進し、3年間で705企業に226億円の財務安定に資する信用保証を推進しております。

こうしたなかで本年10月1日からは、信用補完制度改革の総仕上げとも言うべき大改革「金融機関と信用保証協会との責任共有制度」が導入されます。

「責任共有制度」とは、信用保証制度が創設されて以来続いてきた保証協会100%保証を改め、金融機関も20%相当の融資責任を共有し、中小企業金融分野でのリスク分担と継続的な企業育成を支援していく取り組みであります。これは、中小企業の皆様には、直接的に手続き等での変更がない改革であり、各金融機関と十分な連携と協調を図りながら、スムーズな導入を図りたいと思っております。特に小規模零細企業者に対しては、責任共有制度対象外の「小口零細企業保証制度」を新たに創設し、引き続き安定した金融支援を継続できる体制整備を進めているところであります。

当協会では、このような信用保証制度の大きな変革期にあって、「企業への総合的支援の推進による顧客満足度の向上」を事業コンセプトとして、県内中小企業の皆様からより信頼される岩手県信用保証協会を目指して「創造と変革へチャレンジ」しておりますので、関係機関の皆様のご理解と、信用保証制度の一層のご活用をお願い申し上げます。

青年中央会 創立30周年記念式典開催される

7月6日、岩手県青年中央会の創立30周年記念式典が、青年部関係者120余人の出席と、達増岩手県知事をはじめ来賓多数のご臨席をいただき開催された。

来賓祝辞のなかで達増知事は「近年、グローバル化の進展によって、これまでの枠組みや環境が大きく変わりつつあり、本県にとっても脅威となっている一方、地域の得意分野が世界に直結していく好機であるともいえます。県としても本県産業構造をグローバル化に適合した力強いものとし、同時に県民生活の基本となるサービスを地域で主体的にかつ良質に提供する仕組みを作る必要があると考えており、「新地域主義戦略」と「岩手ソフトウェア戦略」の2つの戦略を掲げ、県民の皆様と共に取り組んで参ります。

危機を希望に変え、県民一人ひとりが夢や希望を抱き、ともに支え暮らしていく豊かな地域社会「希望王国岩手」の構築には、皆様の豊かな発想力とバイタリティーを存分に発揮してい

ただくことが不可欠であり、青年中央会並びに会員の皆様には、今後益々の御活躍を御期待申し上げます」と今後の地域社会における組合青年部の担う役割に期待を寄せた。

また、青年中央会・高橋会長は式辞で「経済情勢に的確に対応しながらも、地域経済の次代の担い手である使命感を忘れることなく、地域貢献に努めていかなければならないと認識しております。また、中小企業が経済の構造変化を乗り越えていくために、現状認識・目的・手法を明確に共有した経営資源のネットワーク形成が求められており、青年中央会のこれまでの活動を通じた、若手経営者の共通認識の醸成・連携交流が、今後のネットワーク形成に寄与できるものと存じます」とこれまでの活動を振り返るとともに今後の抱負を述べた。



達増知事



高橋青年中央会会長

花巻機械金属工業団地(協)青年部



受賞者を代表し謝辞を述べる
岩手県塗装(工業)青年部・伊東部長

優良青年部4団体が記念表彰を受賞

式典では記念表彰として、長年にわたり積極的な活動を行っている下記4青年部が受賞した。

【全国中央会会長表彰】

- ・盛岡工業団地(協)グリーンユースクラブ
- ・岩手県塗装(工業)青年部

【岩手県中央会会長表彰】

- ・(協)日専連盛岡青年会
- ・花巻機械金属工業団地(協)青年部

盛岡工業団地(協)グリーンユースクラブ



(協)日専連盛岡青年会

記念講演「メジャーリーグに学ぶビジネス術～勝つための人と組織の活かし方」

講師: ロサンゼルス・エンゼルス国際編成担当・タック川本氏

式典に続いて行われた記念講演では、ロサンゼルス・エンゼルス国際編成担当・タック川本氏より「メジャーリーグに学ぶビジネス術～勝つための人と組織の活かし方」と題し、メジャー球団経営を事例に企業を活性化させる組織について講演いただいた。

講演のなかで氏は、一流メジャーリーガー共通のメンタリティーとして

「敗北のメッセージ」を受け取らない社会に対する高い貢献理念 他者への期待以上の心遣い いつまでも自己満足

しない心 自分の収入の一定割合を他者のために使える 以上の5点を挙げたほか、ロサンゼルス・エンゼルスの座右の銘でもある、ジョン・F・ケネディの言葉「物をなくせば、小さいものを失う。信用をなくせば、大きなものを失う。しかし、勇気をなくせば、全てを失う」を引用し、「勇気、熱意、情熱。どんどん伝染します。あきらめない自分がいる限り、人生にコールド負けはありません」と結び、出席した青年部関係者にエールを送った。



タック川本氏

この講演の内容は、9月発行の青年部機関誌「ACT」に掲載予定です。是非ご覧ください。

「岩手県U・Iターンフェア」、 「IターンUターンフェア」参加報告

今年度本会では、昨年度に引続き岩手労働局より「地域雇用開発活性化事業」(2007年問題対応U・Iターン事業)を受託し実施しております。

このたび、本事業の一環として、去る7月29日(日)に東京都で開催された「岩手県U・Iターンフェア」(主催:財団法人ふるさとといわて定住財団)及び8月4日(土)に同じく東京都で開催された「IターンUターンフェア」(主催:(株)リクルート)に参加し、本事業の対象業種である製造業の県内企業の求人情報を取りまとめ、来場者に情報提供をしてきましたので、ここに報告します。

<岩手県U・Iターンフェア>

7月最後の日曜日に、東京はJR有楽町駅そばの東京交通会館で開催されたこのフェアは、首都圏等に在住の岩手県出身者等岩手での就労を希望する方々を対象に開催されました。当フェアは、毎年開催され、これまでも多くの岩手での就労希望者の就職、そして、県内企業の人材確保に役立ってきました。今年の来場者数は98名と昨年並み、参加企業数は46社と企業数は増加しました。

会場では、企業側参加者の説明に列をなしているところ、逆に、なかなか説明を聞きに訪れる就労希望者が少ないところと、企業間格差も見受けられましたが、概ねどの企業も就労希望者と話しが出来たようです。

本会のブースを訪れたのは、若い男性ばかりでみなさん岩手県出身の転職希望者でした。話しを聞いてみますと「いずれは、いい就職先があれば地元に戻りたい。」とほとんどの人がそのようなスタンスで訪れており、切羽詰ってすぐ帰らなければならないという方はいませんでした。

また、周りを見渡し来場者の年齢層を見ましても、20代と思われる方が大多数で40代以降は、皆無であったと思います。すぐにでもUターンしなければと考えている方は少ないのではと想像されました。それでも、これだけの人数が訪れるということは、UターンやIターンによる岩手への転職・就職の機会が必要とされているからであると感じました。



岩手県U・Iターンフェア会場の様子

<IターンUターンフェア>

岩手県U・Iターンフェアが行われた翌週の当フェアでは、全国各地の企業123社のほか、自治体等10団体が東京国際フォーラムに集結して、午前11時から午後6時までの7時間に渡り人材確保合戦を繰り広げました。

こちらのフェアは、全国が対象でしたので、来場者も1,000名を越える規模でした。

本会ブースには、16名が訪れ岩手の情報を受け取っていききましたが、うち本県出身者は3名だけと田舎暮らしブームなのか、他県の出身者が多くIターン人気に驚かされました。

また、本会ブースを訪れた方々のうち既婚者の男性の多くが、奥さんが岩手出身なのでという理由から岩手への就職・転職を希望しているという点が、これまた驚きでした。

訪れた方の中には、現在会社の代表をしているのに、就職希望という方もいらっしゃってさらに驚きました。

今回、2度このようなフェアに参加して求職者と企業側求人のマッチングの難しさを改めて感じさせられましたし、首都圏や名古屋地区等の景況が良く、就職・転職市場も良好であるにもかかわらず、UターンIターンという求職者の需要は変わらずにあったことから、良い人材を首都圏等地域外で確保するチャンスは十分にあると確信しました。今後、団塊世代を含め、地方への定住・移住・交流の人材獲得が、地方の生き残りを掛け自治体を中心に更に盛んになると考えられる中、岩手も積極的にアピールをしていかなくてはと感じて帰ってきました。



IターンUターンフェア会場の様子

パートタイム労働法が改正されます！

少子高齢化、労働力人口減少社会で、パート労働者が能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働法が改正されました。施行日は平成 20 年 4 月 1 日です。

パート労働者の定義は、パートタイム労働法(「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」)第 2 条において、パートタイム労働法の対象である「短時間労働者(パート労働者)」は「1 週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者(正社員)の 1 週間の所定労働時間に比べて短い労働者」とされています。例えば、「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「臨時社員」「準社員」など、呼び方は異なっても、この条件に当てはまる労働者であれば、「パート労働者」としてパートタイム労働法の対象となります。

なお、パートタイム労働法の対象とならないフルタイムで働く方であって、「パート」などこれに類する名称で呼ばれている方についても、この法律の趣旨を踏まえた雇用管理を行うことが望まれます。

今回のパートタイム労働法の改正のポイントは大きく分けて以下の 4 つになります。

1. 雇用の際に労働条件を明確に提示。雇用後も待遇について説明を。

(1)一定の労働条件について明示が義務化されます。 <改正法第 6 条>

労働基準法によって労働条件の明示が文書の交付によって義務付けられている事項に加え、一定の事項(1)について、文書の交付等(2)による明示が義務化されます。

- 1 「一定の事項」は、昇給、退職手当、賞与の有無。
 - 2 「文書の交付等」は、文書のほか電子メールによる明示。
- これらが予定されていますが、いずれも今後省令で定められます。

(2)待遇の決定に当たって考慮した事項について説明することが義務化されます。

<改正法第 13 条>

雇い入れ後、パート労働者から求められたとき、待遇を決定するに当たって考慮した事項を説明することが義務化されます。

説明義務が課せられる事項

労働条件の明示、就業規則の作成手続、待遇の差別的取り扱い、賃金の決定方法、教育訓練、福利厚生施設、正社員への転換を推進するための措置

2. パート労働者の待遇は働き方に応じて決定

(1)「正社員と同視すべきパート労働者」の待遇を差別的に取り扱うことが禁止されます。

<改正法第 8 条>

正社員(通常の労働者)と同視すべきパート労働者(正社員と職務(仕事の内容や責任)が同じで、人材活用の仕組み(人事異動の有無や範囲)が全雇用期間を通じて同じ(3)で、かつ、契約期間が実質的に無期契約となっているパート労働者)のすべての待遇について、パート労働者であることを理由に差別的に取り扱うことが禁止されます。

- 3 「人材活用の仕組みが全雇用期間を通じて同じ」というのは、パート労働者の職務が正社員と同一になってから、雇用関係が終了するまでの間の人事異動の有無や範囲が事業所の慣行などから判断して同一と見込まれる場合のことをいいます。

(2)(1)以外のパート労働者の賃金、教育訓練、福利厚生について

【賃金】<改正法第 9 条>

パート労働者の賃金を決定する際は、正社員との均衡を考慮し、職務の内容、成果、意欲、能力、経験等を勘案する(4)ことが努力義務化されます。さらに、正社員と職務と一定期間の人材活

用の仕組みが同じ場合は、賃金を正社員と同一の方法で決定する（ 5 ）ことが努力義務化されま
す。

対象となる賃金は、基本給、賞与、役付手当等が予定されていますが、今後省令で定められます。

4「職務の内容、成果、意欲、能力、経験等を勘案する」というのは、例えば、“パート労働者の賃金を
事業主の主観やパート労働者だからという理由で一律に決定するのではなく、職務の内容や経験に応じて
賃金を決定すること”をいいます。

5「同一の方法で決定する」というのは、例えば、“正社員と同じ賃金表を適用する、正社員が職能給で
あればパート労働者も職能給にするなど給与制度をそろえ、同じ評価基準によって賃金を決定すること”
をいいます。

【教育訓練】<改正法第10条>

正社員との均衡を考慮し、職務の内容、成果、意欲、能力、経験等に応じてパート労働者の教育訓練を
行うことが努力義務化されます。さらに、正社員と職務が同じ場合は、正社員に行う職務の遂行に必要な
教育訓練について、既に必要な能力を有している場合を除き職務が同じパート労働者にも行うことが義務
化されます。

【福利厚生】<改正法第11条>

健康を保って働くための施設や業務を円滑に遂行するための福利厚生施設について、パート労働者に利
用の機会を提供するよう配慮することが義務化されます。

対象となる福利厚生施設は、給食施設、休憩室、更衣室が予定されていますが、今後省令で定められ
ます。

3. パート労働者から正社員へ転換するチャンス。

正社員への転換を推進するための措置（以下の措置、またはこれらに準じた措置）を講じること
が義務化されます。<改正法第12条>

【講じる措置の例】

正社員を募集する場合、その募集内容を既に雇っているパート労働者に周知する。
正社員のポストを社内公募する場合、既に雇っているパート労働者にも応募する機会を与える。
パート労働者が正社員へ転換するための試験制度を設けるなど、転換制度を導入する。

4. パート労働者からの苦情の申出に対応を。

(1)パート労働者から苦情の申出を受けたときは、事業所内で自主的な解決を図ることが努力義務
化されます。<改正法第6条>

(2)紛争解決援助の仕組みとして、都道府県労働局長による助言、指導、勧告、紛争調整委員会に
よる調停が設けられます。<改正法第21,22条>

【対象となる苦情・紛争】

労働条件の明示、待遇に関する説明、待遇の差別的取り扱い、職務遂行に必要な教育訓練、福利厚生
施設、正社員への転換を推進するための措置。

パートタイム労働法に関するお問合せは、各都道府県労働局雇用均等室へ！

岩手労働局雇用均等室 TEL：019-604-3010

URL：<http://www.iwate-roudou.go.jp/>

登記申請書記載の留意点

組合の登記事項は、下記の11項目となっておりますが、これらについて変更があった場合、変更登記が必要となります。役員変更、組合の事業変更の場合を例にして、登記申請についてご紹介します。なお、下線部分が記載、表現が追加変更になっている部分です。

-**登記事項**.....
- 1, 組合名称 (定款記載事項)
 - 2, 事務所の所在地 (定款記載事項)
 - 3, 代表理事 (住所、氏名) (役員改選等)
 - 4, 組合の事業 (定款記載事項)
 - 5, 組合の地区 (定款記載事項)
 - 6, 出資一口の金額 (定款記載事項)
 - 7, 出資払込の方法 (定款記載事項)
 - 8, 出資総口数 (毎年の決算による)
 - 9, 払込済出資総額 (毎年の決算による)
 - 10, 公告の方法 (定款記載事項)
 - 11, その他参事に関する事項等

代表理事の変更登記

協同組合変更登記申請書

1, 名 称 協同組合

1, 事務所 市 町 丁目 番地

1, 登記の事由 代表理事の変更

1, 登記すべき事項

例1 重任の場合 (役員改選により、代表理事が変更しない場合)
 代表理事は、平成 年 月 日
 岩手県 市 町 丁目 番 (代表理事の住所) (氏名)が重任した。

例2 任期満了の場合 (役員改選により、代表理事が変更になった場合)
 平成 年 月 日代表理事 は、任期満了により資格喪失退任した。
 代表理事には平成 年 月 日
 岩手県 市 町 丁目 番 (新代表理事の住所) (氏名)が就任した。

例3 辞任の場合 (任期中辞任の場合)
 平成 年 月 日代表理事 は辞任した。
 代表理事には平成 年 月 日
 岩手県 市 町 丁目 番 (新代表理事の住所) (氏名)が就任した。

例4 住所・氏名の変更 (住所、氏名を変更した場合)
 代表理事 は、平成 年 月 日
 市 町 丁目 番地に住所移転した。
 代表理事 は、平成 年 月 日その氏名を に変更した。

1, 添付書類

総会議事録 (謄本で可) 1通 (注: 代表理事が理事に選任された総会議事録)

理事会議事録 (謄本で可) 1通 (注: 代表理事に就任した理事会議事録)

就任承諾書 1通 (注: 理事会の席上で被選任者が就任を承諾した場合には「就任承諾は、理事会議事録の記載を採用する。」と記載すれば添付する必要なし)

辞任届 1通 (代表理事の辞任による場合に必要、死亡のときは戸籍抄本)

定款 (謄本で可) 1通

委任状 (代理人申請のとき) 1通

証明書 (代表理事が、住所、氏名を変更した場合に、市町村役場で発行するもの)

上記のとおり登記の申請をする。

平成 年 月 日 市 町 丁目 番地 (組合の住所)

申請人 協同組合

電話番号 () -

市 町 丁目 番地 (代表理事の住所)

代表理事 印

(代表理事が自ら登記申請する場合は、登記してある代表者印を押印します。)

市 町 丁目 番地 (申請代理人の住所)

申請代理人 印 (認め印で可)

地方法務局 御中
支局・出張所 御中

就任承諾書 例

平成 年 月 日

組合御中

住所 代表理事の住所
氏名 代表理事の氏名 印(個人実印)

就任承諾書
(辞任届)

貴組合代表理事に就任することを承諾します。

(このたび一身上の都合により代表理事を辞任したいのでお届けいたします。)

事業の変更登記

協同組合変更登記申請書

- 1, 名 称 協同組合
- 1, 事 務 所 市 町 丁目 番地
- 1, 登 記 の 事 由 事業の変更
- 1, 登記すべき事項

変更した事業を含め、全ての組合事業を記載

- 1, 定款変更について認可書到達の年月日

平成 年 月 日 (認可書到達日をはっきりさせておく。受付印があれば押印しておく。)

- 1, 添 付 書 類

- 定款変更認可書 1通
- 総会議事録(謄本で可) 1通
- 定款(謄本で可) 1通
- 委任状 1通

上記のとおり登記の申請をする。

平成 年 月 日

市 町 丁目 番地(組合の住所)
 申請人 協同組合
 市 町 丁目 番地(代表理事の住所)
 代表理事 印
 市 町 丁目 番地(申請代理人の住所)
 申請代理人 印

地方法務局 御中
支局・出張所 御中

委任状 例

委任状

岩手県 市 町 番 号
(代理人の氏名、住所)

上記の者を私の代理人と定め次の権限を委任する。

- 1, 代表理事変更登記申請に関する一切の件
- 2, 事業の変更登記申請に関する一切の件
- 3, 上記に伴う原本還付請求及び受領の件
- 4, 認可書到達の年月日 平成 年 月 日 (事業の変更登記の場合記載)

以上のとおり委任します。

平成 年 月 日

市 町 番 号
 協同組合
 市 町 番 号
 代表理事 印(個人の実印)

謄本証明(下記を記載することにより謄本証明となる。)

この謄本は原本と相違ありません。

平成 年 月 日

組合

代表理事

印 (組合の代表理事の印)

第 12 回岩手県中小企業組合士会通常総会開催

岩手県中小企業組合士会（会員 60 人）の第 12 回通常総会が、7 月 20 日（金）盛岡市のホテル東日本において開催され、提出議案すべて原案どおり可決承認された。今年度は、組合士制度の普及を促進するとともに、組合士の地位向上と身分の安定を図ることを目的とし、会員相互の連携促進と個々の資質向上を計画に盛り込み活動を行うこととした。また、新たに会員となった菅原香さん（高田松原商業開発協同組合）に中小企業組合士証が伝達された。総会終了後、会員を対象に組合士交流会を開催、谷村久興様（岩手県中小企業団体中央会副会長・岩手県機械金属工業協同組合連合会会長）に「ものづくりと地域の活性化」をテーマとしてご講演いただいた。

< 追記 >

去る 6 月 8 日（金）に東京都で開催された全国中小企業組合士協会連合会通常総会において似内裕司会長（花巻機械金属工業団地協同組合）が理事に選任された。また、氏家紅子さん（水沢市水道事業協同組合）が優良組合士表彰を受賞、門田崇氏（協同組合南三陸ショッピングセンター理事長）に感謝状が授与され同日伝達を行った。

～ 個別専門指導事業のご案内 ～

本会では、会員組合が抱える問題の中で、専門的知識を必要とされる事項、例えば共同事業経営、法律、税務、技術、労働等の専門分野について、各種専門家（中小企業診断士、弁護士、税理士、社会保険労務士等）を活用し、これらの問題・課題を抱える組合に対して、個別にその解決策の指導を行い、組合運営の円滑化に資するため、個別専門指導事業を実施しています。

特に組織運営上、突発的に起こる専門的問題を中心に、即時解決が図られる支援事業として、会員組合の皆様から高い評価をいただいている事業のひとつです。

なお、実施内容については以下のとおりとなっておりますので、ご留意下さい。

1. 支援対象先；会員組合
2. 支援対象経費；専門家指導謝金、専門家指導旅費
3. 受益者負担；支援対象先組合にて、2. の対象経費総額の 3 分の 1 をご負担いただきます。

一戸町

メモ 人口 15,458人 面積300.11km²
 URL <http://www.town.ichinohe.iwate.jp/>

- Town Information -

一戸町は岩手県の北部に位置し、町のほぼ中央を国道4号線とIGRいわて銀河鉄道が縦断、北部を高速八戸道が横断しています。また、東側を北上山地、西側を奥羽山脈の山々に囲まれ、町の面積の70%以上を山林が占める中山間地域です。

基幹産業は農業で、町南部の奥中山地区では酪農が盛んなほか、地元のたい肥を活かした安全・安心なレタスなどの高原野菜が全国から注目されています。

また、一戸町では、数多くの古い遺跡が発見されており、その中でも縄文時代中期の大集落跡である「御所野遺跡」は学術上貴重な遺跡として国の指定を受け、平成14年4月に御所野縄文公園として整備されました。公園内では、数々の遺物展示のほか、土器や勾玉などの体験工房もあり、縄文の世界を満喫することができます。



御所野遺跡

竹細工のまち

一戸町は、全国的に竹細工のまちとして広く知られています。特に「鳥越の竹細工」は歴史も古く、今から約1200年前、慈覚大師によってその手法が伝えられたといわれており、この地区には師が開基したと伝えられる鳥越観音があります。

また、この竹細工のほか町の特産品販売を目的に、昨年12月、携帯電話のホームページ「iショップ」を開設しました。今年度は更に、特産品iショップ普及促進プロジェクトを立上げ、物産展・イベント等でのパンフレット配布、メール会員登録勧誘を行うとともに東京物産展を開催し首都圏の消費者に広くPRを行い販売額、メール会員登録数の拡大を目指しています。



一戸町の特産品（菓子・木作品・鳥越の竹細工）

iショップのアドレス

URL <http://waza.town.ichinohe.iwate.jp/>



「古い建造物の再生利用プロジェクト」発進

一戸町では、大型ショッピングセンターの進出や、県立一戸病院移転による中心市街地からの買い物客の流出、高齢化、少子化による街中居住人口の減少などが進んでいることなどから、平成18年度に中心市街地とショッピングセンターを中心とした新市街地との機能分担を明確にした新たな中心市街地の活性化策の手法として町のストックを活用した集客交流の施設整備を進め、住民全体の取り組みを推進する「古い建造物の再生利用実施計画」を策定しました。実施計画では、県北地域唯一の旧映画館である「萬代館」を始めとする中心市街地内の歴史的文化的資産を有機的に連結させながら活用し、それらをつなぐ安心で魅力的なまちづくりを進めることで、一戸固有の歴史文化を継承、発信し、近隣町村や町内各地域からの交流人口を増やすことで「まち」に風格と賑わいを取り戻すことを目的としています。具体的には萬代館を利用した有名俳優・囃家を招いてのイベント開催等ソフト事業と建物の改修などのハード事業を併せて実施する予定です。



萬代館全景

このようなプロジェクト以外にも、平成18年度より「一戸町コミュニティ・ビジネス支援事業」を実施し、コミュニティビジネスを切り口としたセミナーを開催するとともに、町内でコミュニティビジネスを立上げようとする個人・団体に対し、その立上げに係る経費の一部を補助しています。昨年度は2件採択され、今年度も補助対象事業を公募する予定です。

一戸町イベント情報

一戸町物産展開催：平成19年9月12日（水）～14日（金） 於：いわて銀河プラザ（東京都銀座）
 大杉漣コンサート in 萬代館（萬代館利活用事業の一環）：平成19年9月23日（日） 於：萬代館
 萬代寄席：平成19年9月29日（土） 於：萬代館

イベント等へのお問合せは一戸町産業課へ！（0195-33-2111）

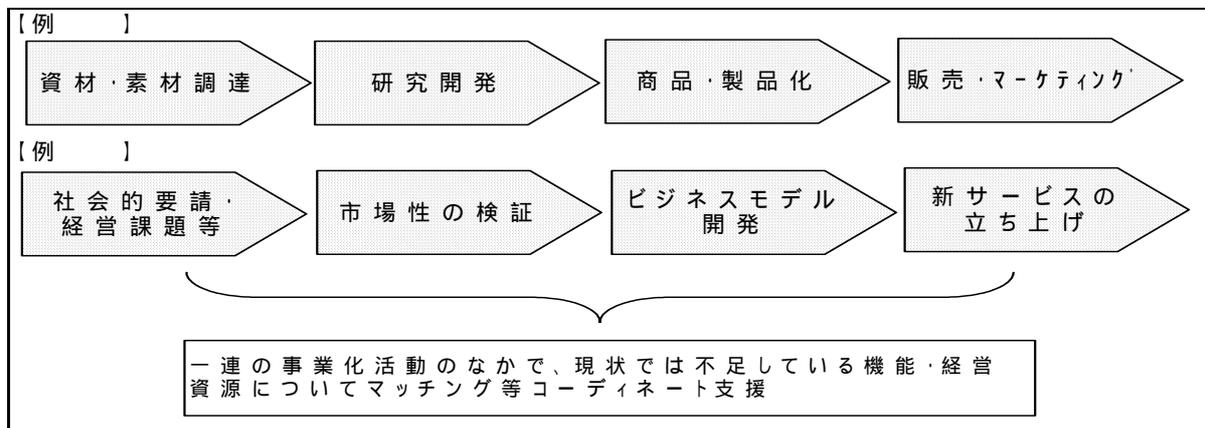
新連携等事業ステージ支援事業 再募集中

標記支援事業の本年度実施分について、事業対象の再募集を行っております。
新たな事業等へ取り組んでいる、あるいは取り組もうとしているなど下記支援事業の対象となりうる任意グループがありましたならば、お申し込み下さいますようお願いいたします。なお、お申し込み多数の場合には、調整させていただくことがありますのでご了承下さい。

【支援事業の概要】

連携組織支援の一環として、経営環境への対応や新たな事業展開（「企業間連携」「産学官連携による研究開発」「地域資源を活用した新商品・新サービスの開発」など）を行おうとする任意グループに対し、その課題解決とともに商品化・市場化等に向けた取り組みを一層促進するため、専門家等を活用しながら反復継続的に支援することを趣旨としています。

連携グループが抱える個別の課題解決を図るとともに、本会がこれまで中小企業組合支援の過程で培ってきた知識・経験を踏まえ、連携体の構築支援から技術開発、市場化の段階までのビジネスステージに応じた提案・支援を行っていくものです。



【対象任意グループの要件】

原則として3事業者以上で構成されていること。

<事業の対象とするグループのイメージ>

- ）下記はあくまでイメージです。いずれかに該当することを支援の要件とするものではありません。
- ・将来的に中小企業新事業活動促進法に基づく「新連携」等に取り組もうとするグループ
- ・企業、研究機関、地域社会や生活者等外部と連携を図ることにより、経営資源を補完し事業課題の解決を図ろうとするグループ
- ・LLP（有限責任事業組合）その他、中小企業組合以外の方法で法人組織の立ち上げを検討しているグループ

【事業費、受益者負担、対象経費】

- ・事業費：1グループあたり 約30万円程度
- ・受益者負担：対象経費の1/3（10万円）程度
- ・事業の対象経費：専門家謝金、専門家旅費、会場借料、資料費、借損料、印刷費、消耗品費、通信運搬費

【申し込み方法・期限】

所要の申込書類を本会宛に9月18日（火）までに提出願います。

お問合せは、本会 市場開発部（電話019-624-1363）までお願いします。

【第33回中小企業団体岩手県大会開催のご案内】

第33回中小企業団体岩手県大会の開催について

日時：平成19年9月26日(水) 午後2時～ 会場：盛岡市 ホテル東日本

第33回中小企業団体岩手県大会を9月26日(水)に盛岡市「ホテル東日本」にて開催致します。

景気全般は緩やかに回復を続けているとはいえ、地域・産業・企業規模間格差が一層拡大しつつある中で、県内中小企業者の多くは景気回復をなかなか実感できず、経営環境は改善されない状況が続いています。

本大会は、県内中小企業者が一堂に会し、中小企業者の声を内外に表明し、中小企業経営の維持と拡大、中小企業活動の高揚と組織化理念の発揚並びに団結の強化を図り、本県経済の一層の回復・産業の発展に寄与することを目的に開催します。組合員の皆様にもご勧奨の上、多数ご出席下さいますようお願い申し上げます。

大会プログラム(予定)

- | | | |
|------------|---------|------------|
| 1, 開会宣言 | 5, 議長選出 | 9, 万歳三唱 |
| 2, 主催者あいさつ | 6, 議事 | 10, 閉会宣言 |
| 3, 表彰 | 7, 大会宣言 | 11, 記念パーティ |
| 4, 来賓祝辞 | 8, 特別決議 | |

～第59回中小企業団体全国大会ツアーのお知らせ～

第59回中小企業団体全国大会(東京大会)が平成19年10月25日(木)午後1時30分より東京都「両国国技館」にて開催されます。大会に併せ下記ツアーを企画致しました。多数のご参加をお願い致します。

月日	日 程 表
第1日目 10/25(木)	二戸駅 9:08 発+++++++++はやて 8号+++++++++上野駅 12:02 着 盛岡駅+++やまびこ 48号+++新花巻駅/北上駅/水沢江刺駅/一ノ関駅++++上野駅==== 両国国技館; 全国大会 ==== 8:30 発 8:42 発 8:55 発 9:05 発 9:17 発 車中弁当 11:58 着 13:30～16:00
	ホテルモントレ銀座 =====浅草寺・仲見世散策.....浅草;米久=====東京タワー大展望台=====銀座 16:15～17:00 17:10～18:10(夕食) 19:00～19:40(見学) 20:00頃(宿泊)
第2日目 10/26(金)	ホテル=====首都・中央HW=====武田神社;宝物館=====甲府駅前;小作.....甲斐の国風林火山博===== 8:30頃発 11:30～12:10(参拝) 12:30～13:10(昼食) 13:15～14:00(見学)
	湖南荘 =====メルシャン勝沼ワイナリー-----恵林寺;武田信玄墓所=====富士 河口湖温泉郷 14:50～15:30(見学・試飲) 15:40～16:20(参拝) 17:30(宿泊・懇親会)
第3日目 10/27(土)	ホテル=====富士スバルライン=====富士山五合目=====東富士五湖道路=====御殿場 I C 付近===== 8:00頃発 9:00～9:30(散策) 11:10～11:30(休憩)
	(車中弁当) ==東名・首都HW=====東京駅+++++やまびこ 57号+++++一ノ関駅/水沢江刺駅/北上駅/新花巻駅+++++盛岡駅 14:36 発 17:15 着 17:26 着 17:34 着 17:42 着 17:53 着 東京駅 14:56 発+++++++++はやて 23号+++++++++二戸駅 17:54 着

(* 二戸駅発着でのご参加の方のみ、往復はやて号のご利用。それ以外の方は、往復やまびこ号の乗車。)

1, ツアー参加：盛岡駅発着お一人様 86,000 円、二戸駅発着お一人様 87,400 円 (但し、「二戸駅発着コース」の料金は同一行程「2名様以上」ある場合のみの適用。)

(新花巻乗降 1,000 円引き、北上駅乗降 1,000 円引き、水沢江刺駅乗降 1,400 円引き、一関駅乗降 1,600 円引き)

2, 一般参加 (大会のみ) : お一人様 4,000 円 (大会参加費)

【電子マニフェストに関するお知らせ】

産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書 & 電子マニフェスト に関するお知らせ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正に伴って、産業廃棄物を排出する事業者は平成 20 年から事業場ごとに産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が必要となりました。

毎年、前年度の交付等状況について提出が必要です。初年度は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 1 年間の状況について平成 20 年 6 月 30 日までに報告しなければなりません。

【対象】

産業廃棄物を排出する事業者のうち、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付している事業者
(電子マニフェストを使用している分については情報処理センターが集計して報告する為、対象外となり、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出は不要です。)

電子マニフェストについては、下記のように、団体割引や、加入料無料(キャンペーン期間中)などが、実施されていますのでご活用ください。

少量排出事業者団体加入割引料金の導入

平成 19 年 10 月 1 日から医療業(診療所)、ガソリンスタンド等の少量排出事業者がまとめて加入した場合は、B 料金の基本料を不要とする従量制の料金(少量排出事業者団体加入割引料金)とすることができます。

B 料金の団体加入割引料金(平成 19 年 10 月 1 日から実施)

加入料(1 加入者あたり): 3,150 円

使用料(登録情報 1 件につき): 63 円 年間の基本料 2,100 円が不要

使用料の例: 年間 10 件登録した場合の使用料は 63 円 × 10 件 = 630 円

当該団体加入割引は以下のすべての条件を満たす必要があります。

排出事業者の加入数が 30 加入以上であること。

利用代表者を指定すること。

利用代表者は、支払代行者(注)として必要な手続きを取り、団体加入した個々の加入者の利用料金を支払うこと。
情報処理センターからの運営上のお知らせは、原則として、利用代表者に連絡するものとし、当該利用代表者が団体加入した個々の加入者に伝達すること。

(注) 支払代行者とは、JWNET(電子マニフェスト)加入者の利用料金を代行して支払う方です。

電子マニフェスト普及促進キャンペーン

電子マニフェスト普及促進キャンペーン(加入料無料)を平成 19 年 9 月 30 日まで実施します。

是非、この機会にご検討ください。

実施期間	平成 19 年 7 月 1 日 ~ 平成 19 年 9 月 30 日
対象者	キャンペーン期間中の加入者及び加入申込者(期間内消印のある加入申込書は対象とします)
特典 (加入無料)	<加入料> 排出事業者 A 料金 5,250 円 無料 B 料金 3,150 円 無料 収集運搬業者 5,250 円 無料 処分業者 5,250 円 無料

注 1) 本キャンペーンによって加入していただいた場合、「加入料」は無料となりますが、「基本料」及び「使用料」は加入申込書に記載された「利用開始希望日」から課金されます。

注 2) 加入申込書に記載いただく利用開始希望日は、最長「平成 19 年 12 月 31 日」までとさせていただきます。

団体加入割引・キャンペーンに関するお問合せは
(財)日本産業廃棄物処理振興センター情報処理センター管理部 (TEL: 03-3668-6513) まで

～ 組合運営Q & A ～

本欄では、組合を運営していく上で生じやすいと思われる質問・疑問について、一問一答形式でお答えします。

Q, 当組合では、改正組合法施行後も監事の権限を今までどおり会計監査に限定するつもりです。その場合の留意点等についてお教え下さい。

A, 平成19年4月1日施行の改正中小企業等協同組合法では、組合の自治ガバナンスを充実させるために、これまで会計監査のみを行っていた監事に対し業務監査権を付与しています。ただし、定款で定めることにより監事の権限をこれまでどおり会計監査に限定することができます。監事の監査権を会計に限定した組合においては、以下のような事項が適用されます。

理事の報告義務

理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、組合員に報告しなければならない

理事の行為の差止め

6ヵ月以上継続して組合員である者は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はするおそれがある場合において、組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、理事に対し当該行為の差止請求をすることができる。

理事会招集の請求

組合員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はするおそれがある場合において、組合に著しい損害が生ずるおそれがあると認める場合に、理事会の招集を請求することができる。

***** 本会機関紙 NEXUS(ネクサス)掲載広告の募集 *****

中央会では、機関紙NEXUSに掲載いただく広告を募集しています。

本誌は毎月約900部を発行。会員組合・企業へはもちろんのこと、県とその出先機関、市町村、金融機関や中小企業支援機関等の関連機関へ送付しています。

貴組合・貴社の商品・サービスの紹介などに本誌を活用してみたいかがですか。

広告料金は以下のとおりとなります。

ネクサス広告料金表

広告スペース	新規申込料金			スポット料金
	6回掲載	10回掲載	1回当りの金額	1回当り
A4 : 1 / 12 ページ	-	30,000 円	3,000 円	-
A4 : 1 / 4 ページ	42,000 円	70,000 円	7,000 円	8,500 円
A4 : 1 / 2 ページ	54,000 円	90,000 円	9,000 円	10,500 円
A4 : 1 ページ	72,000 円	120,000 円	12,000 円	13,500 円

広告スペース	継続申込割引料金			
	6回掲載	1回当りの金額	10回掲載	1回当りの金額
A4 : 1 / 12 ページ	-	-	25,000 円	2,500 円
A4 : 1 / 4 ページ	36,000 円	6,000 円	55,000 円	5,500 円
A4 : 1 / 2 ページ	48,000 円	8,000 円	70,000 円	7,000 円
A4 : 1 ページ	66,000 円	11,000 円	100,000 円	10,000 円

広告に関するお問い合わせは、本会・市場開発部(019-624-1363)までお願いします。



景況感は依然低水準(平成19年6月)

全体の概要

商店街や卸・小売業、建設業の多くは、郊外大型店の影響や公共工事の減少等により、売上が減少し、収益が悪化するなど、前月に続いて特に非製造業を中心に景況感の悪化が目立った。一方、製造業の多くも燃料や原材料価格の高騰やコストダウン要請等により収益を悪化させている。全体の景況DI値は47と依然低水準であり、県内中小企業の経営環境は総じて厳しい状況が続いている。

主な業界及び地域組合等の動向

類 製 造 業

偽装表示や混入問題が大きく報道される中、真面目に作っている会社にまで、被害(疑い)が出て来ている。とにかく安ければ何でも良いとして、仕入れて来たツケが回って来たのではないかと余りにもモラルの無い話題(ニュース)ばかりが報道され残念である。

漬 物 製 造 業

5月の売上増の反動で、県内各スーパーマーケットは、低調な月となった。食品主体だけの地場スーパーは、各種アミューズメント施設を有する郊外大型店に顧客を奪われつつあり、地元スーパーを最大の取引先とする我々県内業者は先行きに不安を感じる月であった。

木 材 ・ 木 製 品 製 造 業

合板工場向けの針葉樹生産が国有林、民有林とも旺盛、広葉樹生産は減少している。広葉樹チップ生産工場は、一部工場を除いて、製紙会社の出荷割当量を消化出来ない。

印 刷 同 関 連 製 造 業

7月より用紙の値上がりが行われる模様。10%程度の様だが、過当競争のため、その分をお客様に転嫁出来そうも無く、各社厳しい状況が見込まれる。

水 産 物 卸 売 業 (盛 岡 市)

6月の水産物取扱高は取扱量で1,965トン(前年同月比11.7%減)、取扱金額では1,394百万円(前年同月比9.1%減)前年比で大幅減となった。部門別では、特に鮮魚部門の不振が大きく影響している。

各 種 商 品 小 売 (盛 岡 市)

6月は予想以上に好天に恵まれ、衣料、食品他夏向け商品に動きが見られ、売上高の報告店(毎月)の半数以上が前年(100%)を上回った。

商 店 街 (盛 岡 市)

6月は暑い日もあり、夏物商品の出足は良かったが、全般に来街者が(土・日が特に目立つ)減少していることもあり、売上げ減少となった。7月より、県職員の昼休み時間が60分に戻ることで、飲食店の盛り返しが期待される。

建 物 サ ー ビ ス 業

人件費増加による利益の圧迫、人手不足の深刻さ。業界の景況は「不変」であるが、前年の「悪化」に対する「不変」という状況。

倉 庫 業

夏季における飲料品の取り扱い、今年の気候がこのまま好天であれば、取扱量が増える期待が大きい。

前年同月(平成18年6月)との数値の比較

18年6月の景気動向

	売上高			収益状況			資金繰り			業界の景況		
	増加	不変	減少	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化
製造業	6	8	8	3	11	8	1	15	6	2	13	7
非製造業	9	13	16	1	21	16	0	28	9	2	21	15
計	15	21	24	4	32	24	1	43	15	4	34	22

DI値 30

19年6月の景気動向

	売上高			収益状況			資金繰り			業界の景況		
	増加	不変	減少	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化
製造業	6	7	9	3	10	9	0	17	5	0	13	9
非製造業	4	13	21	0	21	17	0	32	6	0	19	19
計	10	20	30	3	31	26	0	49	11	0	32	28

DI値 47

DI値の算出方法...「業界の景況」欄の数値で計算する ((好転/好転+不変+悪化)×100) - ((悪化/好転+不変+悪化)×100)

改正組合法講習会開催のご案内

本年4月1日に「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」が施行されました。

これに伴って、昨年度も講習会等を開催してまいりましたが、本会ではさらに会員組合の皆様へ改正組合法等の内容をご理解いただき、適切にご対応していただくことを目的として、講習会を開催いたします。

今月は既に23日(木)に釜石市、27日(月)に大船渡市において開催しております。今後は下記の日程にて開催予定となっております。

詳細な日程につきましては、後日改めてご案内申し上げますので、万障お繰り合わせのご参加賜りますようご案内申し上げます。

開催年月	開催場所
平成19年9月	北上市
平成19年9月	奥州市
平成19年9月	一関市
平成19年10月	盛岡市

新連携支援制度説明会のご案内

異分野連携新事業分野開拓計画(新連携計画)の作成及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第11条に基づく認定(法認定)を促進することをもって、異分野の中小企業同士が有する技術・ノウハウ等の強みを活かした高付加価値の製品・サービスの事業化・市場化を促すことを目的に、競争力のある技術・ノウハウ等を有する中小企業の経営者等を対象とした施策及び認定事例の説明、さらに具体的な新連携計画策定と法認定のための相談を受ける「新連携施策説明・相談会」を開催いたします。

【日時・場所】

平成19年9月6日(木)午後1時から 「北上オフィスプラザ」2Fセミナールームにて

【説明・相談会の概要】

新連携の支援制度説明

制度説明(東北経済産業局)

- ・「地域資源活用企業化プログラム」の創設について
- ・「サポーターイングインダストリー」について
- ・「新連携」支援について

新連携計画認定のポイント及び事例紹介(認定事業者、戦略会議事務局)

個別案件相談会(東北経済産業局、中小企業基盤整備機構、戦略会議事務局)

【お申込方法】

所要の申込書を9月4日(火)までに中央会 市場開発部宛に提出してください。

お問合せは、本会 市場開発部(電話019-624-1363)までお願いします。

主要日誌 (7月1日~7月31日)

中央会主催事業

- 7/18 二戸地区改正組合法講習会
- 7/26 宮古地区改正組合法講習会

関係機関・団体主催行事への出席等

- 7/6 岩手県中小企業青年中央会創立30周年記念式典
- 7/11 岩手県消費生活審議会
- 7/20 岩手地方最低賃金審議会
岩手県中小企業組合士会通常総会
- 7/24 地域資源活用プログラム説明会
- 7/31 岩手県分権推進会議
貸付審査委員会

資格試験にチャレンジ！！

1 組合 1 組合士を目指して

平成 18 年度 中小企業組合検定試験問題 組合制度 (抜粋)

第 2 問 の中に該当する語句を下記の語群の中から選び、記入しなさい。

(基本方針)

第二十条 国は、中小企業に関する A の適正化を図るため、 B の支払遅延の防止、 C の明確化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二十一条 国は、中小企業が供給する D 、 E 等に対する需要の増進に資するため、国等の D 、 E 等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二十三条 国は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、 F の機能の強化、 G の充実、 H からの中小企業に対する適正な融資の指導その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二十四条 国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する I の円滑化のための制度の整備、 J の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。

〔語群〕	政府関係金融機関	投資	物品	取引	融資条件	取引条件	融資	販売
	信用補完事業	銀行	納品	民間金融機関	下請代金	租税負担	仕事	役
	務	販売代金	中小企業金融機関	工事	補助金			

< 解答 >

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J

第 4 問 次に掲げた文章のうち、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律上、正しいものには 印を、誤っているものには × 印を、解答用紙の解答欄に記入しなさい。

1. 事業協同組合は組合員の規模が中小企業の範囲を超えた場合は、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。
2. 組合は定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の 20 分の 1 以上を準備金として積み立てなければならない。
3. 組合は毎事業年度、通常総会の終了の日から 2 週間以内に決算関係書類を行政庁に提出しなければならない。
4. 組合事務局職員は、総会で選出されれば自らが勤務する組合の監事を兼任することができる。
5. 新たに組合に加入の申し出があった場合は、総会で承認しなければならない。
6. 行政庁はいかなる理由であっても組合を解散させることはできない。
7. 総会及び理事会の議事録は、10 年間組合の主たる事務所に備えておかなければならない。
8. 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の 3 分の 2 以上をもって行うことが必要である。
9. 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができない。
10. 役員を選挙は、総会出席者の過半数が賛同すれば、指名推せんの方法を採用することができる。

< 解答 >

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	×		×	×	×		×		×

資格試験にチャレンジ！！ ～ 1 組合 1 組合士を目指して～

中小企業組合に従事する方々の資質向上を図るため、その職務に必要な知識に関する試験を行い、合格者には「中小企業組合士」の称号を与えます。

中小企業組合検定試験のご案内

お申込み：9月3日～10月15日

試験日：12月2日(日)

試験科目：組合制度・組合運営・組合会計